議案第38号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律

第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。 第1条

	正後	放	正
鳥取県教育委員会の権限。	鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例	鳥取県教育委員会の権限。	鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関す る条例
(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律	1. 日本の組織を7/通過に関する法律	(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育	(趣旨) 第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営で関する決律
(昭和31年法律第162号 <u>以下「法」</u>	((昭和31年法律第162号) 第5	(昭和31年法律第162号) 第55条第1項の規定に基づき、鳥取
1項及び第55条第1項の規定に基づき、鳥取県教育委員会	こ基づき、鳥取県教育委員会(以	県教育委員会(以下「教育委」	県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する
下「教育委員会」という。)(下「教育委員会」という。)の権限 <u>及び事務処理の特例</u> に関し	事務の一部を市町村が処理する	事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定める
必要な事項を定めるものとする。	Š	ものとする。	
(権限の特例) 第2条 法第24条の2第1項第1号に掲げる	.1 号に掲げる教育に関する事務		
は、知事が管理し、及び執行する。	930		
(事務処理の特例) 第3条 教育委員会の権限に属する次に掲げる事務は、	する次に掲げる事務は、市町村が	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次に掲げる事務は、市町村が処理する。	- 叶村が処理する。
処理する。			

(1)~(4) 略 (鳥取県行政組織条例の一部改正) 第2条 鳥取県行政組織条例 (平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改 正 後 改 (設置) 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規 第2条 地方自治法 (昭和22年表) 第158条第1項の規 第2条 地方自治法 (昭和22年表) 第26号 第26号 第26号 第26号 第26号 第26号 第26号 第26号	の一部を次のように改正する。 2掲げる規定に、下線で示すように改正する。
(鳥取県行政組織条例の一部改正) 第2条 鳥取県行政組織条例 (平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定 改 正 後 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規 定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項 後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を 置く。 未来づくり推進局	Rを次のように改正する。 5規定に、下線で示すように改正する。
第2条 鳥取県行政組織条例 (平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定 (設置) 第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。 未来づくり推進局	ボを次のように改正する。 5規定に、下線で示すように改正する。 改正 前 (設置) (計算) (計算) (計算) (計算)
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定 改 正 後 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規 定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項 後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を 置く。 未来づくり推進局	5規定に、下線で示すように改正する。 正 前 改 正 前 (設置) 第158条第1項の規 財 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規
改正 (設置) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。	無 無
(設置) 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。	
第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。	無
ビブき、知事の権限に属する事務を分掌・規定する知事の直近下位の内部組織とバくり推進局	
・規定する知事の直近下位の内部組織と での推進局	引惧 近に基つき、知事の権限に属する事務を分事させるため、同項
置く。 未来づくり推進局	引を 後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を
未来づくり推進局	置<。
	未来づくり推進局
危機管理局	危機管理局
総務部	総務部
地域振興部	地域振興部
文化観光スポーツ局	文化観光局
福祉保健部	福祉保健部

生枯環境部	生活環境部
商工労働部	商工労働部
農林水産部	農林水産部
県土整備部	県土整備部
(総務部の所掌事務)	(総務部の所掌事務)
第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。	第5条総務部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(11) 略	(1)~(11) 略
(12) 情報化の推進に関する事項	(12) 建設事業の評価に関する事項
(13) 略	(13) 略
(地域振興部の所掌事務)	(地域振興部の所掌事務)
第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。	第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
	(4) 情報化の推進に関する事項
(4) 略	盟 (2)
盟 (2)	留 (9)
婦 (9)	器 (2)

(文化観光スポーツ局の所掌事務)	(文化観光局の所掌事務)
第7条 文化観光スポーツ局の所掌事務は、次のとおりとする。	第7条 文化観光局の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(3)	
(4) スポーツに関する事項(学校における体育に関する事項	(1)~(3) 略
を除く。)	
(生活環境部の所掌事務)	(生活環境部の所掌事務)
第9条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。	第9条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)~(1) 略	(1)~(7) 略
(8) 建築に関する事項	(8) 都市計画及び建築に関する事項
(8)~(14) 略	(9)~(14) 略
(県土整備部の所掌事務)	(県土整備部の所掌事務)
第12条 - 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。	第12条 - 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 都市計画に関する事項	
(4) 略	(3) 暑
(2) 略	(4) 略
盟 (9)	(2) 路

のでは、	第15条 第2条 <u>から前条まで</u> の規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、会事等電表を報告の私に置く
	8)、式訂百年有名即周の2/kに置い。 2~4 略
(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正) 第3条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。	鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に	の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。
改正後(指定等用者)。	改正前(指定等抽老12.12名等抽)
(18) を 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人そ第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、 <u>知事</u> が指定するもの(以下「指定管理	(18に6年4日による6年/2) 第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの(以下
者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わ せるものとする。	「指定管理者」という。)に、社会体育施設に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する 業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 <u>知事</u>は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例 (平成16年鳥取県条例第67号) 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定により、同条例第 4 条第 1 項及び第 5 条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月 1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日) から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(1) 略

(2) 前号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の選定の特例)

第4条 <u>教育委員会</u>は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、鳥取県立武道館の指定管理者の候補者を選定するものとする。

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及2/1/7期日)	(開館時間及び休館日)
第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ知	第6条 社会体育施設の開館時間は、指定管理者があらかじめ教
事の承認を得て定める。	育委員会の承認を得て定める。
2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承	2 社会体育施設の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員
認を得て定める。	会の承認を得て定める。
(利用の許可)	(利用の許可)
第7条 略	第7条 略
2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場	2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場
合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなけ	合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなけ
ればならない。	ればならない。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障	(4) 前3号に掲げる場合のほか、社会体育施設の管理上支障
があるものとして規則で定める場合に該当するとき。	があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当すると
	ů
3 略	3 略
(行為の制限等)	(行為の制限等)

 第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。 (1)~(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為 2 略 	(利用許可の取消し) 第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく <u>教育委員会規則</u> 又は これらの規定に基づく処分に違反したとき。 (2)~(6) 略	(教育委員会規則への委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関 する事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
第8条 社会体育施設においては、次の行為をしてはならない。 $(1) \sim (3) \ \text{略}$ $(4) \ 前 3 号 に 掲げる もののほか、 規則 定 放る 行 方 8 日 日 日 日 日$	(利用許可の取消し) 第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく <u>規則</u> 又はこれらの規 定に基づく処分に違反したとき。 (2) \sim (6) 略	(<u>規則</u> への委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、社会体育施設の管理に関 する事項は、 <u>規則</u> で定める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例 (昭和56年鳥取県条例第8号) の一部を次のように改正する。

数	正後		A A	띰	温
(指定管理者による管理)			(指定管理者による管理)		
第3条 知事は、法第244	第3条 <u>知事</u> は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人そ	法人そ	第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、	第244条の2第3項	頁の規定に基づき、
の他の団体であって、	の他の団体であって、 <u>知事</u> が指定するもの(以下「指定管理	定管理	法人その他の団体であって、 <u>教育委員会</u> が指定するもの	て、教育委員会が持	指定するもの (以下
者」という。)に、体育	者」という。)に、体育文化会館に係る次に掲げる業務を行わ	を行わ	「指定管理者」という。)に、体育文化会館に係る次に掲げる) に、体育文化会	館に係る次に掲げる
せるものとする。			業務を行わせるものとする。	°	
(1) 略			(1) 略		
(2) 前号に掲げるもの	前号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理に関する	関する	(2) 前号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理に関する	のほか、体育文化3	会館の管理に関する
業務のうち、知事のみ	業務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務		業務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する事務を	<u> 教育委員会のみの</u>	権限に属する事務を
			除く業務		
(指定管理者の管理の期間)	(<u>l</u>		(指定管理者の管理の期間)		
第4条 指定管理者が前	指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、	區然	第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に	に規定する業務を	予う期間は、同条 に
に規定する知事の指定を受けた日の属す	と受けた日の属する年度の翌年度の4月	の4月	規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の	定を受けた日の属す	する年度の翌年度の

1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 体育文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認を得て定める。

体育文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>知事の承</u>認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、体育文化会館の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 体育文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>教</u>育委員会の承認を得て定める。

2 体育文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員</u> 会の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1)~(3) 駱

(4) 前3号に掲げる場合のほか、体育文化会館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当すると

ů W

3 略	3 略
(行為の制限等)	(行為の制限等)
第7条 体育文化会館においては、次の行為をしてはならない。	第7条 体育文化会館においては、次の行為をしてはならない。
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>規則</u> で定める行為	(4) 前3号に掲げるもののほか、 <u>教育委員会規則</u> で定める行
	黎
2 略	2
(利用許可の取消し)	(利用許可の取消し)
第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する	第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。	と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
(1) この条例若しくはこの条例に基づく <u>規則</u> 又はこれらの規	(1) この条例若しくはこの条例に基づく <u>教育委員会規則</u> 又は
定に基づく処分に違反したとき。	これらの規定に基づく処分に違反したとき。
(2)~(6) 略	(2)~(6) 略
(<u>規則</u> への委任)	(教育委員会規則への委任)
第12条 この条例に定めるもののほか、体育文化会館の管理に関	第12条 この条例に定めるもののほか、体育文化会館の管理に関
する事項は、規則で定める。	する事項は、教育委員会規則で定める。

第の設置及び管理に関する条例の 業体育館の設置及び管理に関する の欄に掲げる規定を同表の改正後	ように改正する。
改正後後(将定管理者による管理)	改正前(指定管理者による管理)
4条の2第3項の規定1	第3条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、
の他の団体であって、 <u>知事</u> が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、産業体育館に係る次に掲げる業務を行わせ	法人その他の団体であって、 <u>教育委員会</u> が指定するもの(以下 「指定管理者」という。)に、産業体育館に係る次に掲げる業
るものとする。	14
(1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業	(1) 略 (2) 前号に掲げるもののほか、産業体育館の管理に関する業
務のうち、知事のみの権限に属する事務を除く業務	務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する事務を除く業務
(指定管理者の管理の期間)	(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>

の承認を得て定める。 2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ<u>知事</u>の承認

を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障が

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に 規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の

4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該

日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨

げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 産業体育館の開館時間は、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会の承認を得て定める。</u>

2 産業体育館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会

の承認を得て定める。

(利用の許可)

第6条 略

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしなければならない。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、産業体育館の管理上支障が

あるものとして <u>規則</u> で定める場合に該当するとき。	あるものとして教育委員会規則で定める場合に該当すると
3 略	3 暑
(行為の制限等)	(行為の制限等)
第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。	第7条 産業体育館においては、次の行為をしてはならない。
(1)~(3)	(1)~(3)
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、 $\overline{\mathrm{AU}}$ で定める行為	(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為
2 略	2 略
(利用許可の取消し)	(利用許可の取消し)
第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する	第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する
と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。	と認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
(1) この条例若しくはこの条例に基づく <u>規則</u> 又はこれらに基	(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又は
づく処分に違反したとき。	これらに基づく処分に違反したとき。
(2)~(6) 略	(2)~(6) 略
(規則への委任)	(教育委員会規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののはか、産業体育館の管埋に関する事項は、 <u>規則</u> で定める。	第12条 この条例に定めるもののほか、産業体育館の管理に関する事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
(鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正) 第6条 鳥取県スポーツ審議会条例(平成24年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。	郭を次のように改正する。
0	2、下線で示すように改正する。
改 正 後	改 正 前
(組織)	(紀織)
第3条 略	第3条 略
2 委員は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技	2 委員は、学校体育、生涯スポーツ、障がい者スポーツ、競技
スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちか	スポーツその他スポーツに関する学識経験を有する者のうちか
ら、 <u>知事</u> が任命する。	ら、教育委員会が任命する。
(臨時委員)	(臨時委員)
第5条 略	第5条 略
2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のう	2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のう

ちから、知事が任命する。	ちから、教育委員会が任命する。
3 略	3 略
(庶務)	(庶務)
第8条 審議会の庶務は、文化観光スポーツ局において処理す	第8条 審議会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局において処理
%	する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第 1項第1号に掲げる教育に関する事務(以下「移管事務」という。)について鳥取県教育委員会がした処分その他の行為は、知事がした処 2

分その他の行為とみなす。

施行日前に移管事務に関して鳥取県教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日までに処分その他の行為がなされていないも のについては、知事に対して申請その他の行為が行われたものとみなして、知事が処分その他の行為を行う。 ಣ

(鳥取県間伐材搬出等事業助成条例の一部改正)

鳥取県間伐材搬出等事業助成条例(平成13年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

故 正 後		温温	
(雑貝)	(雑則)		
第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必	第5条	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し	ずに関し
要な事項は、知事が別に定める。	必要な事項は、知事	必要な事項は、知事 (地方自治法 (昭和22年法律第67号)第153	号)第153
	条第1項の規定によ	条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されてい	されてい
	る場合にあっては、	る場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平	条例 (平
	成6年鳥取県条例第	成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規定する農林水産部	林水産部
	長)が別に定める。		

(鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正)

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例(平成17年鳥取県条例第66号)の一部を次のように改正する。 Ŋ

及	出	浚	改	田	前
(细數六什今の稀點)			(细軟六什各の孫粹)		
(調盤文化・金の種類)			(調盤文化・金の種類)		
第3条 略			第3条 略		
2 普通調整交付金は、	次に掲げるものの	普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差	2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差	(に掲げるものの市町)	村間における格差
を勘案して、各市町村に対し、知事が調整3	に対し、知事が請	問整交付金交付要綱で定	を勘案して、各市町村に対し、知事 (地方自治法 (昭和22年法	- 対し、知事 (地方自	治法(昭和22年法
めるところにより算出した額を交付する。	した額を交付する	°C	律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属する事	頃の規定により知事	の権限に属する事
			務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県	いたあっては、当該委	任を受けた鳥取県
			行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項に規	三鳥取県条例第5号)	第14条第2項に規
			定する福祉保健部長。以下同じ。)が調整交付金交付要綱で定	【下同じ。)が調整交	:付金交付要綱で定
			めるところにより算出した額を交付する。	/た額を交付する。	
(1)・(2) 略			(1)・(2) 略		
3~6 略			3~6 器		

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年鳥取県条例第

62号)の一部を次のように改正する。

松	띰	後	及	刊	前
			(報告)		
去第38条の2第3	法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、	科病院の管理者は、	第2条 法第38条の2第3	法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、	病院の管理者は、
規定する当該精和	#科病院に入院中の	同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状そ	同項に規定する当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状そ	科病院に入院中の任	意入院者の症状そ
生労働省令で定め	の他厚生労働省令で定める事項について、	当該精神科病院の所	の他厚生労働省令で定める事項について、当該精神科病院の所	る事項について、当	該精神科病院の所
所管する保健所長	きを経由して知事に	在地を所管する保健所長を経由して知事に報告しなければなら	在地を所管する保健所長を経由して知事 (地方自治法 (昭和22	を経由して知事(地	方自治法(昭和22
			年法律第67号)第153条第1項の規定により知事の権限に属す	第1項の規定により	知事の権限に属す
			る事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥	場合にあっては、当	該委任を受けた鳥
			取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第14条第2項	6年鳥取県条例第5	号) 第14条第2項
			に規定する福祉保健部長。以下同じ。)に報告しなければなら	。以下同じ。)に報	告しなければなら
			ない。		